

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年1月30日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

障害基礎年金の受給が決定し、まとまって入金された事を当時のケースワーカーに報告したところ、年金2か月の130,017円を直ぐに返金すれば、残りの259,898円は、引越等でお金がかかるから、返金しなくても良いと言われたから、直ぐに130,017円を返金したのに、2月27日になってやはり返金してくださいと書類を手渡された。就職のために、資格をとるための授業料など自立更生免除金として認め

てほしいとお願いしてみたが、却下されました。

当初の約束が反故にされ、納得がいきません。また、自立更生免除金として認めてください。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 1月 15日	諮問
令和 3年 2月 25日	審議（第52回第2部会）
令和 3年 3月 19日	審議（第53回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基

準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

(2) 収入の認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

(3) 費用返還義務

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害

されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし（以下「自立更生免除」という。）、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)～(エ)（略）」等を挙げている。

また、課長通知 1・(2)によれば、遡及して受給した年金に係る自立更生費の控除については、上記の取扱いと異なり、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、厳格に対応することが求められるとされており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（課長通知 1・(2)・(ア)・③）等について説明しておくこととし、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」（同・(イ)）とされている。

ウ なお、課長通知 1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金収入に係る法 63 条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。」とされている。

- (4) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

(1) 法63条の規定の適用

これを本件についてみると、法4条1項の規定の趣旨からすれば、年金収入は、最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

そして、請求人の障害基礎年金については、令和元年8月に至って、平成31年2月から令和元年5月までの間に支給事由が発生した分が一括して支給されたことが認められる。そのうち①年金定期支払分130,016円については、処分庁は、当該支給額を同年8月及び同年9月の各月65,008円に分割して収入認定し、②残りの年金遡及分259,899円については、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けたとき」に該当するとして、本件処分を行ったものと認められる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）、処分庁が、本件において、上記のとおり法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法・不当な点はないものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額

本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、自立更生免除については、請求人に必要な家具は一通りそろっていること等から、これを認めないと判断していることが認められる。

遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、定期的に支給される年金との公平性を考慮して、厳格に対応することが求められ、「真にやむを得ない理由」により免除する費用については慎重に必要性を検討することとされていることからすれば、処分庁が上記の状況において、自立更生免除を認めなかったことに違法又は不当な点は認められない。

その上で、処分庁は、別紙「返還金額算定表」のとおり、各返還対象月において、資力認定額が支給済保護費を下回っていたので、資力認定額に相当する額を当該各月の返還対象金額とし、返還金額を算定していることが認められる。

ところで、年金支払通知書によれば、遡及分年金の額は259,899円であるところ、本件返還額は259,898円であり、本件処分通知書の返還理由によれば、この差額1円は、遡及分年金を月割りで認定したため、端数が生じたものとされている。このような端数処理は、結果として、請求人にとって有利な取扱いであり、かつ、処理方法としても不合理とまではいえないものである。

したがって、本件処分の返還金額の算定は、上記1の法令等の定めに則った適正なものであるといえ、また、違算も認められない。

(3) 小括

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、第3のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、既に述べたとおり、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、厳格に対応することとされていることからすれば、担当職員が返金しなくてもいいなどと述べることはおよそ考えられないことである（仮に述べたとしても、処分庁が担当職員の言辞に拘束されるものではない。）。

また、資格取得のための授業料等については、請求人が担当職員に事前に相談したとする証拠はなく、事後相談となるやむを得ない事由も認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)